

日向市し尿・浄化槽汚泥処理共同化事業

実 施 方 針 (案)

令和8年7月

日 向 市 上 下 水 道 局

目 次

1. はじめに	1
2. 本事業の概要	2
(1) 事業内容に関する事項	2
3. 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	12
(1) 立地条件	12
4. 事業者の募集及び選定に関する事項	13
(1) 募集及び選定方法	13
5. 募集及び選定の手順	13
(1) 応募者の備えるべきプロポーザル参加資格要件	13
(2) 審査及び評価に関する事項	17
(3) 事業予定地の見学会の開催	18
(4) 実施方針等に関する質問および意見・提案の受付および回答	18
6. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
(1) 事業契約に関する基本的な考え方	19
(2) 責任分担に関する基本的な考え方	19
(3) 予測されるリスクと責任分担	19
(4) 対象施設における要求水準	19
(5) 本市による事業の実施状況のモニタリング	19
7. その他事業の実施に関する事項	20
(1) 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	20
(2) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
(3) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	21
(4) 公正な応募の確保	21
(5) 応募にあたっての費用負担	21
(6) 本事業において使用する言語、通貨単位等	21
(7) 提案書類の取扱い	21
(8) 本事業に係る情報の提供	22

(9) 実施方針の変更.....	22
(10) 実施方針及び要求水準書（案）に関する問い合わせ先	22

1. はじめに

日向市（以下、「本市」という。）の汚水処理に関しては、集合処理として公共下水道事業 1 処理区、農業集落排水事業 3 地区で事業着手しており、個別処理としてし尿汲み取り及び浄化槽が整備されている。

このうち、し尿・浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）の処理に関しては、本市が運営・管理する「日向市財光寺汚泥処理場（以下、「し尿処理施設」という。）」において処理されている。当該処理施設は 1987 年 5 月に竣工してから約 39 年が経過し、施設全体に老朽化が進行しており、処理施設の再構築が必要不可欠である。

近年、国交省は、し尿等と同様に生活排水処理を行う下水道事業について、し尿等の共同処理を推進するため、下水道広域化推進総合事業としてし尿等の共同処理を支援している。

こうしたことを背景に、本市では令和 4 年度に「し尿・浄化槽汚泥処理共同化基本検討外業務」を実施し、将来を見据えた安定処理のあり方として、下水施設との共同化を実施する方向性を決定した。また、令和 5 年度には、し尿等の下水施設との共同処理事業を実施するにあたり、効率的かつ効果的（経済的）な事業手法を選定する必要があるため、「し尿・浄化槽汚泥処理共同化事業 PFI 等導入可能性調査業務」を実施し、日向市し尿・浄化槽汚泥処理共同化事業（以下、「本事業」という。）を設計・施工一括発注方式（以下、「DB 方式」という。）で実施することを決定した。さらに、令和 6 年度には、本事業を DB で実施していくにあたり、工種毎の事業費の把握が必要であることから、し尿等を日向市浄化センター（以下、「浄化センター」という。）で処理するための「し尿・浄化槽汚泥処理共同化事業し尿等受入施設基本設計業務」を実施した。

本実施方針は、本市が実施する本事業について、事業の概要および DB 方式を請け負う民間事業者（以下、「事業者」という。）の選定に関する方針を定めるものである。

2. 本事業の概要

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

日向市し尿・浄化槽汚泥処理共同化事業

イ 施設の管理者の名称

日向市下水道事業 日向市長 西村賢

ウ 本事業の概要および目的

本市ではし尿等の適正処理を行うし尿処理施設の再構築時期を迎えている。

本事業では官民連携手法の一つである DB 方式を採用し、事業者のノウハウや創意工夫を活用して、効率的かつ効果的な設計・建設を行い、本市で発生した生活排水を将来にわたり安定的に処理するし尿等受入施設（以下、「本施設」という。）を浄化センターの敷地内に整備することを目的として実施する。

エ 事業方式

本事業は、事業者が持つノウハウや創意工夫を活用した効率的な整備・事業運営を推進することを目的として、DB 方式（設計・施工一括発注方式）により実施する。

オ 事業予定地

地名地番：宮崎県日向市大字財光寺 1131-1（日向市浄化センター敷地内）

敷地面積：49,711m²（建築面積：368m²）

カ 実施方針

- ① 本市のし尿等を将来にわたり安定的に処理する施設を建設する
- ② ライフサイクルコスト低減を考慮した経済的で耐久性のある施設を建設する
- ③ 長期的な維持管理性に配慮した施設を整備する
- ④ 周辺環境や既存施設に配慮した施設を整備する
- ⑤ 地元企業や人材の活用、地元の製品・資材の活用等により、地域経済へ貢献する

図 1 位置図

[illegible]

4

キ 既存施設の概要

(ア) 日向市浄化センター

浄化センターの水処理方式は、「標準活性汚泥法」が採用されている。

汚泥処理方式は、「濃縮－消化－脱水方式」を採用している。脱水後は業者委託により場外搬出し、コンポスト化をしてできる限り汚泥の有効活用を図るものとしている。

平成 22 年度からはし尿処理施設にて前処理したし尿等の一部を受け入れている。

浄化センターの施設概要、計画汚水量および処理フローを以下に示す。

表 1 施設概要（浄化センター）

施設名称	施設内容					備考				
	構造	能力	数量							
			全体計画	事業計画						
流入管渠	1,350 mm 勾配 1.6‰	満管流量 2.14 m ³ /秒	1	1	既設					
沈砂池	池巾 6.4 m	水面積負荷 1,800 m ³ /m ² ・日	2	2	既設					
	池長 6.5 m									
	有効水深 0.7 m									
主ポンプ 主設備	水中汚水ポンプ φ200 × 5.3m ³ /分 × 14.0m × 30kw φ300 × 11.4m ³ /分 × 14.0m × 55kw		2 2(1)	2 2(1)	2台既設 2台既設					
	内径 15.0 m 有効水深 3.2 m	水面積負荷 50 m ³ /m ² ・日	1	1	既設					
最初沈殿池	池巾 8.0 m 池長 23.0 m 有効水深 3.2 m		1	1	既設					
	反応タンク		池巾 8.0 m 池長 50.0 m 有効水深 6.0 m	2	2	2池既設				
	送風機		多段ターボブロワー	風量 50 m ³ /分	4(1)	4(1)	2台既設			
最終沈殿地	池巾 8.0 m 池長 43.0 m 有効水深 3.2 m	水面積負荷 25 m ³ /m ² ・日	2	2	2池既設					
	塩素接触 タンク					池巾 1.9 m 池長 38.1 m 有効水深 3.0 m 回路数 1	接触時間 15 分	1	1	
						放流渠				
重力式濃縮 タンク		内径 8.0 m 側深 3.0 m	固形物負荷 60 kg/m ² ・日	1	1	既設				
		機械式濃縮 機設								
汚泥消 化タンク	内径 18.0 m 側深 10.5 m	消化日数 20 日 消化温度 30 ℃	1	2	2槽既設					
	容量 100 m ³ 〃 800 m ³	貯留時間 12 時間	1 1	1 1	既設 既設					
汚泥脱水機	ベルトプレス脱水機 スクリュープレス脱水機 φ900 mm	ろ過速度 260 kg・DS/時 ろ過速度 373 kg・DS/時		1 1	週5日運転、 6時間/日運転					
	自家発電設備	ディーゼルエンジン	375kVA 500kVA	2		2	1台既設			
天日乾燥	巾5.8m×長10.0m×深0.1m		24	24						
汚泥乾燥機		12m ³ /日, 35 m ²	1	1						
管理棟	鉄筋コンクリート造り	中央管理室, 事務室, 水質検査室	1	1						
機械棟	鉄筋コンクリート造り	ブロワー室, 沈砂池ポンプ室, 電気室, 発電機室	1	1						
汚泥処理棟	鉄筋コンクリート造り	脱水機室, 電気室操作室	1	1						
受変電設備		受電容量 約6.6kV	1	1						
し尿等受入施設	鉄筋コンクリート造り	処理能力 62kL/日	1	1						

表 2 計画汚水量（事業計画：令和 12（2030 年度））

項 目			富 高	財光寺	細 島	亀 崎	合 計
計 画 面 積 (ha)			231.0	168.0	275.0	203.0	877.0
計 画 処 理 人 口 (人)			8,100	6,100	9,300	7,600	31,100
計 画 汚水量 (m ³ /日)	生 活	日 平 均	2,106	1,586	2,418	1,976	8,086
		日 最 大	2,511	1,891	2,883	2,356	9,641
		時間最大	4,536	3,416	5,208	4,256	17,416
	営 業	日 平 均	648	488	744	608	2,488
		日 最 大	810	610	930	760	3,110
		時間最大	1,458	1,098	1,674	1,368	5,598
	家 庭 (生活+営業)	日 平 均	2,754	2,074	3,162	2,584	10,574
		日 最 大	3,321	2,501	3,813	3,116	12,751
		時間最大	5,994	4,514	6,882	5,624	23,014
	地 下 水 量		324	244	372	304	1,244
	工 場	日 平 均	-	-	70	-	70
		日 最 大	-	-	70	-	70
		時間最大	-	-	140	-	140
	その他	日 平 均	-	-	-	10	10
		日 最 大	-	-	-	10	10
		時間最大	-	-	-	20	20
	合 計	日 平 均	3,078	2,318	3,604	2,898	11,898 ≒ 11,900
		日 最 大	3,645	2,745	4,255	3,430	14,075 ≒ 14,100
		時間最大	6,318	4,758	7,394	5,948	24,418 ≒ 24,500

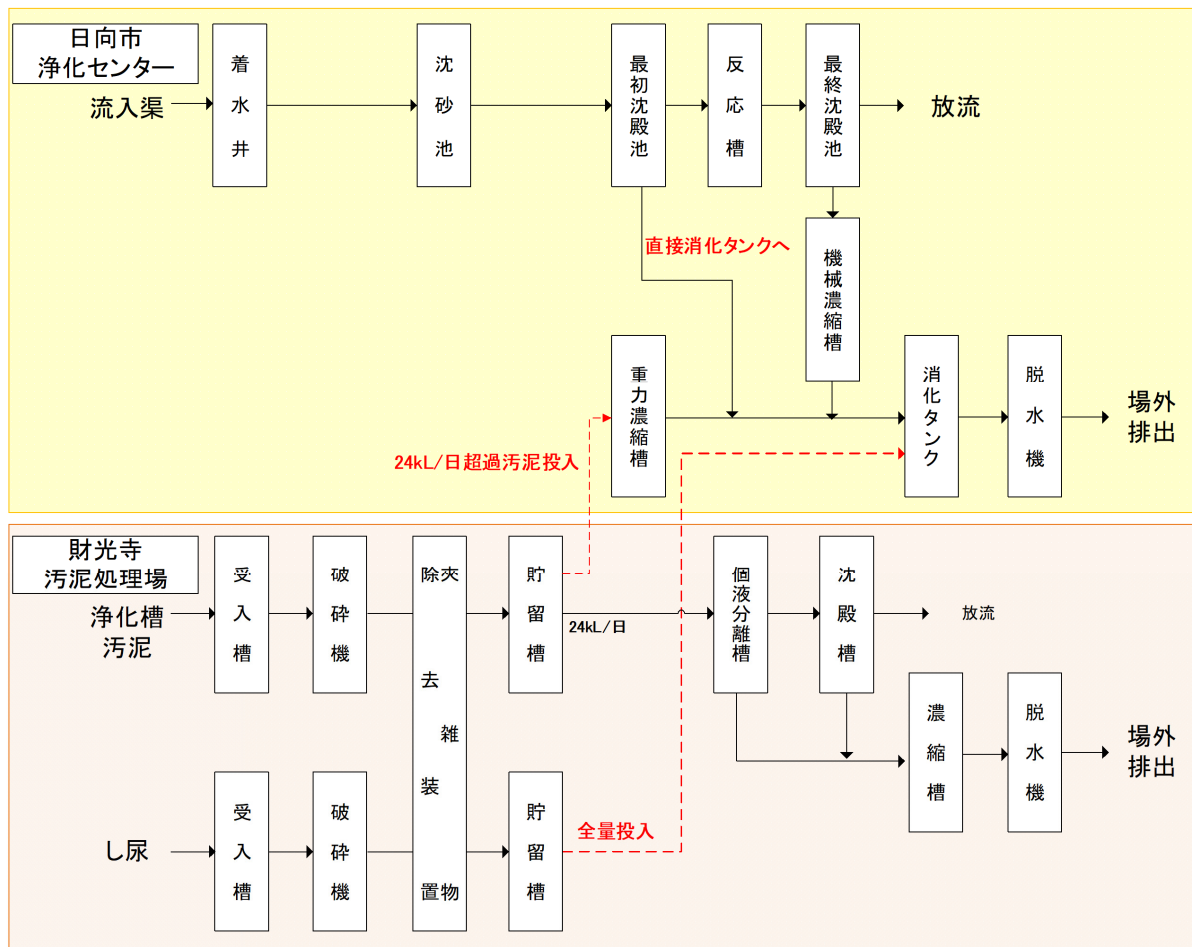


図 3 (現況) 処理フロー

(1) 日向市財光寺汚泥処理場

し尿処理施設は、昭和 61～62 年度に建設された計画処理量 24kL/日の浄化槽汚泥専用処理施設で、昭和 62 年 5 月に稼動を開始した。その後、平成 4 年度にし尿中継タンク及び破碎設備の設置等の更新工事を行い、し尿の受入も開始し現在に至っている。

令和 3 年度のし尿等収集量は、57.4kL/日であり、処理能力を超過していることから過剰搬入分は浄化センターへ移送し、浄化槽汚泥貯留槽の液位調整をしている。

し尿等の性状について、それぞれ除渣後の汚泥を対象にし尿は週 2 回、浄化槽汚泥は平成 28 年と令和 4 年に一度ずつ測定を行っている。

施設概要、し尿等搬入量および性状を以下に示す。

表 3 施設概要（し尿処理施設）

施設名		日向市財光寺汚泥処理場
施設所在地		〒883-0021 宮崎県日向市大字財光寺 1131 番地 8
施設処理能力		24kL/日
竣工		昭和 62 年 6 月
敷地面積		2,736m ²
処理方式		固液分離+標準活性汚泥処理
処理工程	固液分離処理	前曝気槽→凝集混和槽→固液分離槽→分離液槽
	活性汚泥処理	希釈調整槽→曝気槽→沈殿槽
	消毒・放流処理	接触槽（消毒）→放流（ポンプ圧送）
	汚泥処理	固液分離汚泥：貯留→下水処理場へ
		余剰汚泥：し尿受入槽
	脱臭	高濃度臭気：生物脱臭→中低濃度臭気処理系列へ
		中低濃度臭気：酸（水）洗浄+アルカリ・次亜塩素酸ナトリウム洗浄
		脱臭排水：分離液槽へ
希釈水の種類		地下水
放流先		塩見川

表 4 し尿等発生量の実績

(単位: kL/日)

項目	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計
4月	7.4	51.8	59.2	7.2	50.4	57.6	6.3	51.1	57.4
5月	6.6	49.0	55.6	6.8	50.3	57.1	5.9	50.0	55.9
6月	7.5	54.4	61.9	6.9	54.1	61.0	6.4	51.6	58.0
7月	7.5	47.9	55.4	7.0	47.0	54.0	6.0	52.9	58.9
8月	7.6	49.7	57.3	7.4	48.7	56.0	7.0	46.6	53.6
9月	7.4	49.0	56.4	6.6	53.0	59.6	6.6	51.1	57.7
10月	6.9	47.3	54.3	6.1	51.2	57.2	6.0	50.6	56.6
11月	6.6	48.7	55.2	5.9	52.3	58.2	6.3	50.2	56.6
12月	7.4	48.7	56.1	6.7	47.8	54.5	6.3	46.6	52.9
1月	6.3	46.0	52.4	5.6	44.4	50.0	5.2	46.1	51.4
2月	7.6	49.7	57.3	7.1	48.8	55.9	6.4	47.4	53.8
3月	6.7	55.8	62.5	5.8	54.1	59.9	5.5	53.6	59.1
平均	7.1	49.8	57.0	6.6	50.2	56.8	6.2	49.8	56.0
最大値	7.6	55.8	62.5	7.4	54.1	61.0	7.0	53.6	59.1
最小値	6.3	46.0	52.4	5.6	44.4	50.0	5.2	46.1	51.4

表 5 し尿等の汚泥性状(除渣後)

項目			し尿							浄化槽					
			実績				他都市事例			実績		他都市事例			
			精密機能検査	維持管理月報			平均値	中央値 (50%値)	75%値	精密機能検査	平均値	中央値 (50%値)	75%値		
平均値	中央値 (50%値)	75%値													
除渣後	採取日	2022年7月27日		(2021年4月～2022年12月)			-	-	-	2016年9月7日	2022年7月27日	-	-	-	
	採取時刻	11:20		週2回			-	-	-	9:35	9:30	-	-	-	
	採取場所	し尿投入ポンプ		し尿投入ポンプ			-	-	-	前曝気槽 流入配管		-	-	-	
	pH	(一)	7.5	7.9	7.9	8.1	7.4	7.6	7.8	6.6	5.0	6.7	6.8	7.2	
	BOD	(mg/L)	3,100	-	-	-	4,800	4,600	5,900	1,100	5,700	2,500	2,300	3,300	
	COD	(mg/L)	2,700	3,533	3,600	3,900	2,800	2,600	3,400	1,500	5,700	2,700	2,500	3,500	
	SS	(mg/L)	2,000	4,992	4,800	5,900	4,700	4,700	6,200	3,400	13,000	5,800	5,500	7,500	
	T-N	(mg/L)	1,400	-	-	-	1,600	1,600	1,900	240	490	550	540	700	
	T-P	(mg/L)	160	-	-	-	190	180	230	55	79	110	92	140	
	Cl ⁻	(mg/L)	1,600	-	-	-	1,200	1,200	1,500	57	44	200	140	250	

出典: 財光寺維持管理月報 (2021年4月～2022年12月)

宮崎県 日向市財光寺汚泥処理場 精密機能検査報告書 (平成28年9月、令和4年7月) 日向市(一般財団法人 日本環境衛生センター) 汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2021改訂版 公益社団法人全国都市清掃会議

ク し尿等投入施設の建設における諸条件

本事業の建設施設（以下、「本施設」という。）は、以下のとおりとする。業務内容等の詳細については、要求水準書（案）において示す。

(7) 施設概要

本施設の概要は、以下に示すとおりである。

表 6 施設概要（本施設）

事業予定地	宮崎県日向市大字財光寺 1131-1（日向市浄化センター敷地内）	
構造	鉄筋コンクリート造	
階数	地上 2 階、地下 1 階建て（程度）	
処理能力	62kL/日（し尿：6kL/日、浄化槽汚泥：56kL/日）	
計画投入 汚泥性状	pH（-）	5
	BOD（mg/L）	5,600
	COD（mg/L）	5,500
	SS（mg/L）	12,300
	T-N（mg/L）	600
	T-P（mg/L）	90
	Cl ⁻ （mg/L）	160
投入方式	前処理無希釈投入	
投入先	重力濃縮タンクおよび消化タンク	
処理フロー	※図の青色内が本事業の対象施設	
設備運転時間	し尿等搬入日	月～金（土日祝、正月は除く）
	受入貯留設備	5 日/週 5 時間/日
	脱臭設備	7 日/週 24 時間/日
	投入（前処理）設備	7 日/週 24 時間/日
	し渣搬出	1 回/週

(イ) 主要設備

本施設の主要設備は以下に示すとおりである。なお、これは想定であり、今後変更の可能性がある。

表 7 主要設備（想定）

施設名称	数量	構造等
建設建屋	1 棟	RC 構造、地下 1 階地上 2 階建
トラックスケール	-	設置なし
し尿受入口	4 基	2 基は予備
沈砂槽	2 槽	槽容量は、沈砂量の 7 日分程度
受入槽	2 槽	槽容量は、処理量の 0.5 日以上
破砕ポンプ	2 基	-
夾雑物除去装置	-	-
貯留槽	2 槽	槽容量は、処理量の 3 日以上

(ウ) 事業期間（予定）

実施スケジュールは以下を予定している。

- ・ 設計及び施工請負契約締結 令和 9 年 6 月
- ・ 設計・施工期間 令和 9 年 7 月～令和 12 年 6 月

(I) 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる、関連法令（法律、政令、省令、条例、規則及びガイドライン等を含む。）等を遵守するものとする。

ケ 補助金・交付金の受給手続きへの協力

事業者は、事業期間を通して本市が国等に対して行う補助金・交付金の申請や行政手続き等に対して協力を行うものとする。

3. 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地条件

ア 事業予定地

宮崎県日向市大字財光寺 1131-1（日向市浄化センター敷地内）

イ 敷地面積

49,711m²（建築面積：368m²）

ウ 建設用地の制限等

表 8 建設用地の制限等

区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
容積率	200%
建ぺい率	70%
防火地域	指定なし（法 22 条区域 指定なし）
外壁後退制限	なし
最高高さ制限	なし
高度地区	なし
道路・隣地傾斜	道路：勾配 1.5、隣地：20m 勾配 1.25
日影制限	なし
宅地造成	区域外
その他の地域地区	なし
騒音規制	第 4 種区域
振動規制	第 2 種区域

4. 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定方法

本事業では、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を実現するため、事業者の選定にあたっては事業者の有するノウハウや創意工夫を総合的に評価することが求められる。そのため、事業者の選定方法は、提案額と施設整備に関する技術提案内容を総合的に評価する公募型プロポーザル方式で実施するものとする。

5. 募集及び選定の手順

事業者の募集及び選定スケジュール（計画）は、次のとおりとする。

表 9 事業者の募集及び選定スケジュール

本事業スケジュール	内 容
令和 8 年 7 月 17 日	実施方針、要求水準書（案）の公表
令和 8 年 7 月 30 日、31 日	事業予定地見学会の実施
令和 8 年 8 月 7 日	実施方針、要求水準書（案）に関する質問受付締切
令和 8 年 8 月 28 日	実施方針、要求水準書（案）に関する質問・回答の公表
令和 8 年 10 月上旬	募集公告・募集要項等の公表
令和 8 年 11 月上旬	募集要項等に関する質問受付締切
令和 8 年 11 月下旬	募集要項等に関する質問への回答の公表
令和 8 年 12 月上旬	資格審査に関する書類の提出期限（参加表明書、資格審査申請書等）
令和 8 年 12 月中旬	資格審査結果の通知
令和 9 年 2 月中旬	提案審査に関する書類の受付締切
令和 9 年 3 月下旬	優先交渉権者選定結果の通知および公表
令和 9 年 4 月上旬～6 月中旬	契約条件等協議
令和 9 年 6 月下旬	契約の締結

(1) 応募者の備えるべきプロポーザル参加資格要件

ア 事業スキーム

応募者は、機械・電気工事及び土木・建築工事を行う企業で構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。構成企業より業務を請負もしくは受託する企業を「協力企業」といい、協力企業への下請、再委託の発注にあたっては、地元企業の育成、及び地域経済への貢献の観点から、地元企業を活用するように努めること。

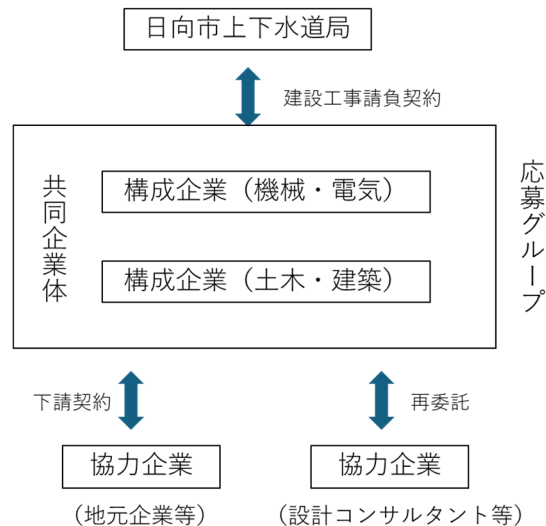


図 4 想定する事業スキーム

イ 応募者の構成等

応募者の構成等は以下のとおりとする。

- ① 応募グループを構成する企業（以下、「構成員」という。）の企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担うこと。また応募グループは、共同企業体（以下、「JV」という。）により組成を行うこと。
- ② 応募グループは、本施設の機械及び電気設備工事を行う企業（機械・電気企業）と土木・建築工事を行う企業（土木・建築企業）により構成するが、本施設の機械設備と電気設備工事を別の企業が行うことも可能とする。土木工事と建築工事も同様とする。また、応募グループは、参加資格要件を全て満たすことにより単独企業とすることも可能とする。
- ③ 応募グループは機械・電気企業の中から代表企業を 1 社定めること。また、代表企業以外の応募グループの構成員は構成企業とする。
- ④ 代表企業はプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。なお、代表企業は、設計及び建設の事業期間を通じて、設計から建設に至る工事全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する。また、統括責任者は、発注者との統括的な連絡窓口となるが、設計および建設期間における事業進捗に応じて、発注者の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。
- ⑤ 代表企業の変更は認めない。
- ⑥ 提案書提出時に、応募グループ、代表企業、構成企業、協力企業の別を記載すること。
- ⑦ 応募グループは、参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書の提出時に、代表企業（機械・電気企業）及びその他の構成企業（土木・建築企業）の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。また、提案書の提出時に、予定している協力企業名及び携わる業務について明記すること。
- ⑧ 協力企業については、地元企業を 1 社以上含めるものとする。また、本事業において使用する資機材等については、可能な限り市内で製造産出される資機材等を使用し、これに該当しない場合は、市内業者が販売するものを優先的に活用すること。
- ⑨ プロポーザル参加資格確認のための申請書類（以下、「プロポーザル参加資格確認申請書」という。）の提出後、参加の意思を表明した応募グループの構成員の変更は、原則として認

めない。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更を認めるものとする。

- ⑩ 応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることはできないが、協力企業は、他の応募グループの協力企業となることは可能とする。

ウ 応募者のプロポーザル参加資格要件

代表企業、構成企業の各業務を行う者は、それぞれ（ア）から（オ）までの要件を全て満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

（ア）共通事項

代表企業、構成企業及び協力企業は、次の①から⑧までの要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 本事業のプロポーザル参加資格確認申請書類の提出締切日から事業契約締結までの間において、日向市入札参加資格業者の指名停止に関する要領に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に市の入札参加資格に係る再審査を受けており、再生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ④ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- ⑥ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- ⑦ 本事業に係る「日向市し尿・浄化槽汚泥処理共同化事業者選定支援業務」に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、資本面で関係がある者とは、当該企業の発行済株式数の 20%を超える株式を有し、又はその出資総額の 20%を超える出資をしている者をいう。また、人事面で関係がある者とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。当該業務に関与した者は、以下のとおりである。

株式会社 NJS

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

- ⑧ 日向市し尿・浄化槽汚泥処理共同化事業に係る事業者選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

（イ）機械・電気設備工事を行う企業

機械・電気企業は、以下に示す①から⑤までの要件を全て満たしていること。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、機械器具設置工事もし

くは水道施設工事について特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

- ② 令和8年度日向市建設業者等有資格業者名簿（建設工事）に機械器具設置工事もしくは水道施設工事で登録されていること。
- ③ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）【最新のものの】の機械器具設置工事もしくは水道施設工事に関する総合評定値（P点）が表10に示す点数以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ④ 国内において、令和3年度以降に汚泥再生処理センター（し尿処理施設）、または下水道投入施設の新設または全面更新を元請として施工し、竣工した実績を有すること。
また、実績については他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として出資比率が100分の20以上であるものに限る。
- ⑤ 本工事に対応する許可業種における建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者を同条各項の規定に基づき本工事現場に専任で配置できること。

表 10 工事種類別総合評定値

工事種別	総合評定値（P点）
土木一式工事	1,200点以上
建築一式工事	1,200点以上
機械器具設置工事	1,200点以上
水道施設工事	1,200点以上

(ウ) 土木・建築工事を行う企業

土木・建築企業は、以下に示す①から④までの要件を全て満たしていること。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木一式工事もしくは建築一式工事について特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ② 令和8年度日向市建設業者等有資格業者名簿（建設工事）に土木一式工事もしくは建築一式工事で登録されていること。ただし、単独企業で応募する場合は、令和8年度日向市建設業者等有資格業者名簿（建設工事）に、機械器具設置工事もしくは水道施設工事で登録されていればよい。
- ③ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）【最新のものの】の土木一式工事もしくは建築一式工事に関する総合評定値（P点）が表10に示す点数以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ④ 本工事に対応する許可業種における建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者を同条各項の規定に基づき本工事現場に専任で配置できること。

(I) 設計を行う企業

設計は、構成員又は協力企業が実施すること。設計を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 技術士（上下水道部門の下水道の資格を有する者で、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定めるものをいう。）が 2 名以上在籍していること。また、当該資格者を本事業の管理技術者および照査技術者として配置できること。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。
- ③ 国内において、令和 3 年度以降に、汚泥再生処理センター（し尿処理施設）またはし尿等下水道投入施設の新設もしくは全面更新に係る詳細設計実績（DB(0)事業における詳細設計実績を含む）を有すること。

エ プロポーザル参加資格要件の確認基準日

プロポーザル参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類の提出期限日（以下「プロポーザル参加資格審査基準日」という）とする。

オ プロポーザル参加者の失格・変更

(ア) 日向市し尿・浄化槽汚泥処理共同化事業に係る事業者選定委員会の委員との接触

優先交渉権者決定までの間に、日向市し尿・浄化槽汚泥処理共同化事業に係る事業者選定委員会の委員および市関係者に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のために接触、働きかけ等を試みた者は失格とする。

(イ) プロポーザル参加資格審査基準日以降、優先交渉権者決定までの期間

代表企業がプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。

なお、代表企業の変更は認められないが、構成企業がプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、資格・能力等の面で支障がないと本市が認めた場合に限り、変更できることとする。

(ウ) 優先交渉権者決定後、基本契約締結までの期間

代表企業がプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。

なお、代表企業の変更は認められないが、構成企業がプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、直ちに失格とはせず、資格・能力等の面で支障がないと本市が認めた場合に限り、変更できることとする。

(2) 審査及び評価に関する事項

ア 審査および評価方法

(ア) 参加資格の審査

応募グループの資格について、本事業への参加を希望する者に参加表明書およびプロポーザル参加資格審査申請書の提出を求め、「応募者のプロポーザル参加資格要件」に定める参加資格を有することを審査する。

(イ) 技術提案の審査

応募グループからの本事業に関わる技術提案を受け、別途定める事業者選定基準に従い、技術提案の記載事項の確認、評価項目、評価基準との照合等を行い、技術提案および提案価格を総合的に評価する。

なお、事業者選定基準、技術提案の提出方法、提出時期および提出書類の詳細等については、募集公告時に示す。

イ 日向市し尿・浄化槽汚泥処理共同化事業に係る事業者選定委員会の設置

事業者の選定に当たり、日向市し尿・浄化槽汚泥処理共同化事業に係る事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を本市に設置する。委員会は、応募グループの提案内容の評価を行い、最優秀提案者を選定する。本市は、委員会の選定結果をもとに優先交渉権者を決定する。なお、委員会の構成は、本事業の優先交渉権者決定後に公表する。

(3) 事業予定地の見学会の開催

事業予定地の見学会を次のとおり開催する。

開催日時：令和 8 年 7 月 30 日（木）又は令和 8 年 7 月 31 日（金）

開催場所：日向市浄化センター

申込期限：令和 8 年 7 月 24 日（金）正午まで

申込方法：参加申込書（別紙 1）に必要事項を記入のうえ、7(10)に記載の問い合わせ先に電子メールにて提出すること。見学会の日時は、参加申込書（別紙 1）に記載される担当者の電子メールアドレスに、本市から連絡する。

ア 留意事項

申込は各社ごとに行い、参加者は 1 社当たり 3 名までとする。申込時に、見学会参加希望日を記載すること。なお、先着順で希望日を割り振ることを基本とする。

見学会では実施方針、要求水準書（案）は配布しない。

見学会において、市職員を同行させ、各施設への先導を行う。ただし、質疑応答の機会を設けない。

(4) 実施方針等に関する質問および意見・提案の受付および回答

実施方針、要求水準書（案）に関する質問を、次のとおり受け付ける。また、質問への回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものと本市が認めたものを除き、本市ホームページで公表する。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

受付期間：実施方針等の公表日から令和 8 年 8 月 7 日（金）正午まで

受付方法：実施方針に関する質問書（別紙 2）に記入のうえ、7(10)に記載の問い合わせ先に、電子メールにより提出すること。

6. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 事業契約に関する基本的な考え方

本市は、優先交渉権者に選定された応募者と契約交渉を行い、これに基づき本市と優先交渉権者との間で設計及び建設工事請負契約（以下、「事業契約」という。）を締結する。なお、優先交渉権者決定の通知日の翌日から事業契約締結までの間、優先交渉権者が応募参加資格を欠くに至った場合、本市は優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある。

(2) 責任分担に関する基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府公示第 11 号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」との考えに基づきリスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、本市が行う業務に係るリスクは本市が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

(3) 予測されるリスクと責任分担

市と事業者のリスク分担を別紙 3 に示す。なお、当該リスク分担表は現段階の案であり、実施方針への質問回答や市内部での検討を踏まえて調整を行った後、募集公告の際に公表する設計及び建設工事請負契約書（案）により、リスク分担に関する条件を明確化する。

(4) 対象施設における要求水準

本事業の対象施設に要求する性能等の水準は、要求水準書等において示す。

(5) 本市による事業の実施状況のモニタリング

ア モニタリングの実施

事業者が定められた設計、施工を確実に遂行し、要求水準書に示された要求水準及び提案書において応募者が提案した水準を達成しているか否かを確認するために、本市はモニタリングを行う。

イ モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時等の各段階において定期的に実施する。

ウ モニタリングの内容

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。モニタリングの方法、内容等については、要求水準書等において明らかにする。

本市は、事業者が行う設計業務及び工事等が本市の定める要求水準に適合するものであるか確認を行い、事業者が実施する設計業務及び建設業務等の水準が本市で定める水準を下回ることが判明した場合、本市は業務内容の改善を求める。事業者は本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

エ モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われる業務の対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を下回る場合には、改善勧告のほか、業務の対価の支払の延期や減額、契約解除等の措置の対象となる。

オ モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、本市が実施するモニタリングに係る費用は本市が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

7. その他事業の実施に関する事項

(1) 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に規定する具体的措置を行うこととする。また、事業契約に関する紛争については、宮崎地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(2) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の履行が困難となった場合には、次の措置を講じることとし、詳細については事業契約において規定する。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

(ア) 本市による是正勧告および事業契約解除

事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかった場合は、本市は、事業契約を解除することができる。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、本事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解除することができる。

(イ) 事業契約解除に伴う損害

上記(ア)において、本市が事業契約を解除した場合、本市は事業者に対し、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。

イ 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者による事業契約解除

本市の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(イ) 事業契約解除に伴う損害

上記(ア)において、事業者が事業契約を解除した場合、事業者は本市に対し、これにより事業者に生じた損害の賠償を請求することができる。

ウ 本市及び事業者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

本市および事業者は、事業契約に定める事由ごとに、その責任の所在に応じて適切に対応する。

(3) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

ア 法制上及び税制上の措置

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は、想定していない。

イ 財政上及び金融上の支援

本事業に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は、想定していない。

ウ その他の支援に関する事項

本市は、事業者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合は、可能な範囲で協力を行うものとする。

(4) 公正な応募の確保

応募書類の提出に当たって、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

(5) 応募にあたっての費用負担

応募に関わる費用は、全て応募者の負担とする。

(6) 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

(7) 提案書類の取扱い

ア 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、応募者の承諾がある場合にのみ、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、選定に至らなかった応募者の提案については、応募者の承諾のある場合のみ、提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとするが、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

イ 提出書類の返却

応募者から提出された資料は返却しない。

ウ 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することとしている場合、これ

らの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

なお、これによって本市が損失又は損害を被った場合は、当該応募者は、本市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(8) 本事業に係る情報の提供

本事業に関する情報は、適宜、本市ホームページで公表する。

(9) 実施方針の変更

実施方針は、公表後に事業者から受付けた質問及び意見等を踏まえ、募集要項公表までの間にその内容の変更を行うことがある。変更を行った場合は、本市ホームページで公表する。

変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも合わせて公表するものとする。

(10) 実施方針及び要求水準書（案）に関する問い合わせ先

本実施方針及び要求水準書（案）に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

日向市上下水道局下水道課施設係

住所：〒883-0021 宮崎県日向市財光寺 1131 番地 1

電話：0982-54-5277 FAX：0982-54-5270

電子メール：gesui@hyugacity.jp

(別紙1)

令和 年 月 日

日向市長 西村賢 様

事業予定地見学会参加申込書

日向市し尿・浄化槽汚泥処理共同化事業実施方針に関する事業予定地の見学会への参加について、以下のとおり申し込みます。

会 社 名			
所 在 地			
担 当 者	氏 名		
	所 属 ・ 役 職		
	電 話		
	電 子 メ ー ル		
参 加 者		氏 名	所 属

注1) 参加者は、1社につき3名までとする。

注2) 説明会では実施方針及び要求水準書(案)は配布しない。参加者各自で持参すること。

(別紙 2)

令和 年 月 日

日向市長 西村賢 様

実施方針及び要求水準書（案）に関する意見書・質問書

日向市し尿・浄化槽汚泥処理共同化事業の実施方針及び要求水準書（案）に関して、以下のとおり意見・質問を提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	氏名	
	所属・役職	
	電話番号	
	電子メール	
意見・質問箇所	ページ	
	項番	
	項目	
意見・質問区分	☐ 意見 ☐ 質問 （いずれかにチェックを入れてください）	
意見・質問内容		

注 1) 意見・質問は、簡潔かつ具体的に記載すること。

注 2) 意見・質問は、この用紙 1 枚につき 1 件とする。意見・質問が複数ある場合は、複写して使用すること。

(別紙 3)

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	契 約 関連	募集条件	募集要項、要求水準書等の記載内容の変更、誤記及び指示漏れによるもの	●	
		契約手続き	市の帰責事由による契約締結の遅延、中止	●	
			事業者の帰責事由による契約締結の遅延、中止		●
		終了手続き	契約終了手続きに伴う、諸費用の発生及び事業者の清算手続きに関するもの		●
	制 度 関連	法制度	本事業に直接の影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更によるもの	●	
			上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるもの		●
		許認可等	市が手続きすべき許認可等の遅延によるもの	●	
			事業者が手続きすべき許認可等の遅延で事業者の帰責事由によるもの		●
		税制変更	消費税等の本事業に係る税制度の新設・変更によるもの	●	
			法人事業税、法人住民税等の事業者の利益に関する税制度の新設・変更によるもの		●
	社会	第三者賠償	事業者が行う業務（調査・設計・工事）により第三者に損害等を与えた場合及び契約不適合責任期間中の施設の契約不適合により第三者に損害等を与えた場合の賠償責任		●
			氏の帰責事由により第三者に損害等を与えた場合の賠償責任	●	
		住民対応	本事業の実施そのものに関する地元合意形成等に関する者（市の掲示条件又は指示によるものを含む）	●	
			事業者が行う業務（調査・設計・工事）に関する住民反対運動等であって、事業者の帰責事由によらないもの	●	
			事業者が行う（調査・設計・工事）に関する地元合意形成等であって、事業者の帰責事由によるもの		●

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	社会	環境問題	事業者の提案内容、業務に起因する環境問題に関するもの		●
			市の掲示条件又は指示に起因する環境問題に関するもの	●	
	業務	想定外業務	第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）による、事業変更・施設運転停止・事業継続の不履行	●	△※1
	安全	事故災害	事業者の帰責事由による事故災害に関するもの		●
			市の帰責事由による事故災害に関するもの	●	
		安全確保	事業者が行う業務（調査・設計・工事）における安全性の確保		●
			市が行う業務における安全性の確保	●	
	労務	教育・研修	関連経費及び予備要因の配置又は応援要員の確保		●
		不正犯罪	事業者従業員の不正実行為等による業務停止、契約解除		●
		情報漏洩	事業者の従業員による業務上知り得た秘密情報等の漏洩		●
			市職員による事業者の従業員個人情報等の漏洩	●	
	費用	物価変動	事業期間中の物価変動	●	△※2
		保険の付保	事業者が行う業務（調査・設計・工事）の各段階のリスクをカバーする保険に関するもの		●
		資金調達	事業者の資金調達		●
		構成員・協力企業	構成員及び協力企業の能力不足等による事業の悪化		●
	変更・中断	計画変更	市の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの	●	
			し尿性状の急変（施設の処理能力を超えた場合）	●	

※1 事業者の善管注意義務違反や業務不履行等によるもの

※2 一定の割合を超える費用負担は市、それ以外は事業者の負担とし、その割合は設計及び建設工事請負契約書（案）において定める

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	変更 中断	関係機関等の調整	市の帰責事由による事業の延期等に関するもの	●	
			事業者の帰責事由による事業の延期等に関するもの (建築確認申請、電気・ガス事業者との調整等)		●
		事業の中断等	市の帰責事由による事業の中断等	●	
			事業者の帰責事由による事業の中断(事業者の経営破綻、又は事業者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合等)		●
		契約不履行	事業者の帰責事由による契約不履行(事業者の整備した施設・設備の性能不足等)		●
		不可抗力	戦争、暴動、風水害、地震他、通常の予見可能な範囲外のものであって、市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由による中断	●	△※2
調査・設計	測量・調査		市が実施した測量・地質調査に関するもの	●	
			遺産・遺跡の存在に関するもの	●	
			上記以外の測量・調査に関するもの		●
	設計		市の帰責事由による(揭示条件の大幅な変更等)による設計などの完了遅延・設計費の増大	●	
			事業者の帰責事由による(提案の不備、設計の不備、事業者の帰責事由による履行遅れ等)による設計の完了遅延・設計費の増大		●
	補助金・交付金受給		市の帰責事由による補助金・交付金の削減、不交付	●	
			事業者の帰責事由による補助金・交付金申請に必要な事業者が作成すべき書類の提出遅延による、補助金の削減、受給不能に関するもの		●

※2 一定の割合を超える費用負担は市、それ以外は事業者の負担とし、その割合は設計及び建設工事請負契約書(案)において定める

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
建設	費用	市の帰責事由（指示・揭示条件の不備・変更等）による工事費の増加	●	
		事業者の帰責事由による工事費の増加		●
	工期	市の帰責事由（指示・揭示条件の不備・変更等による工事の遅延	●	
		事業者の帰責事由による工事の遅延		●
	既存施設への影響	建設中に既存施設による処理・運転に支障をきたすもの		●